

役員等報酬支給基準

社会福祉法人 荒木福祉会

社会福祉法人 荒木福祉会

評議員・役員報酬等支給基準

(目的)

第1条 社会福祉法人 荒木福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、法人の評議員・理事・監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給をおこなう役員等は次のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事 ただし、法人と雇用契約を結んでいない者（以下「外部理事」という。）に限る。
- (3) 監事

2 理事で法人と雇用契約を結んでいる者（以下「内部理事」という。）は、法人の給与規程に従い、職員としての報酬（給与）支払うので、この基準の対象とはならない。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は無報酬とする。

2 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規定に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあつたて旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費・旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費を言い、報酬とは明確に区分されるものとする。

(補則)

第5条 この基準の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経なければならない。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附則

この基準は、平成29年5月27日より施行する。